### 第59回新型コロナウイルスに関わる対策本部会議議事録

**1 開催日時** 令和 4 年 2 月 24 日 (木) 午後 4 時 00 分~午後 4 時 11 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

3 出席者

本部長:市長

副本部長:両副市長

本部員:消防長、教育長、総務部長、企画部長、財務部長、

福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、

教育総務部長、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

## 4 議 題

- (1) 状況報告(感染者の状況)
- (2) その他
  - ・千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配布・陽性者登録センターの設置について
  - ・事業所の職域接種について
  - ・新型コロナワクチン接種状況について
  - ・保健所への保健師派遣期間の延長について

# 5 議題の概要

- (1) 状況報告(感染者の状況)し、感染者の情報を共有した。
- (2) その他
  - ・千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配布・陽性者登録センターの設置について情報を共有した。
  - ・事業所の職域接種について情報を共有した。
  - ・新型コロナワクチン接種状況について情報を共有した。
  - 保健所への保健師派遣期間の延長を決定した。

## 6 会議経過

#### (1) 状況報告

本部員:本市の10万人7日間あたりの感染者数は24日現在で505人となり、累計感染者は8,086人となった。

学校等の感染者数は、直近 3 週間の感染者が 560 人となり、自宅療養者推定数は 269 人である。

ここ3週間の学校等の感染者数は減少傾向にある。

## (2) その他

・千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配布・陽性者登録センターの設置について

本部員:県は2月21日に「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット・陽性者登録センター」を設置した。業務内容はインターネットを活用した、抗原検査キットの配布及び陽性者の確認を行うとしている。

対象者は濃厚接触者または軽度の有症状者であって、県内在住、50 歳未満、基礎疾患のない方などの要件を全て満たす方で、1人1個まで申し込み可能としている。これにより自宅療養者の不安の払拭や診療所の負担軽減につながるものとなる。数量や実施期間であるが、検査キットを38万個確保し、1日当たり1万個を上限に3月25日まで実施するとしている。

県のホームページでお知らせするが、市のホームページでも案内していくことにする。

本部長:市内事業者の方から、抗原検査キット1,000個の寄付申し出があった。学校等での使用を希望されており、教育委員会にて必要な個数を調べているところである。 その他、消防職員の活用も考えているので、関係部署で調整を行うこと。

・追加(3回目)職域接種について

本部員:市内の3事業所にて申し出があり、あと1つの事業所は今、調整を行っている。3 つの事業所の接種予定人数25,200人に3回目の接種が行われる。

・新型コロナワクチン接種状況について

本部員:市全体の3回目の接種人数は2月22日時点で26,805人、接種率18.6%になって

いる。接種予約は52,701人で、接種見込み率36.5%に見込んでいる。 集団接種であるが、日の出のワクチン接種センターも稼働し、全体で5,417人が接種する。予約数については、順調に伸びていくものと考える。

本部長:こどもの接種について説明を求める。

本部員:ホームページでお知らせしているが、3月7日から個別接種を開始する。集団接種は、ワクチンを確保し準備が整い次第、始めることになる。 接種券は、2月26日に発送する予定である。

・保健所への保健師派遣期間の延長について

本部員:保健所への保健師派遣期間は2月末までとなっているが、感染者数が大きく減っていないので派遣期間を3月末まで延長することにした。今後、感染者数がある程度 減れば、派遣期間を短縮することも考えられる。今後の状況に応じて、派遣日程は 調整することになる。

本部長:保健所への保健師派遣期間を3月まで延長すること。また、感染者の状況に応じて派遣期間の調整を行うこと。

現時点で3月6日にはまん延防止等重点措置期間は終了となるが、現在の状況を鑑みると解除される可能性は低く、期間延長も十分に考えられる。よって解除された時、延長された時、あるいは解除までには至らないが感染者数が大きく減った時などを想定した対策を検討しておくこと。

### 7 決定事項

- ・ワクチン接種については、供給状況に応じて適切に進めていくこと。
- ・感染者が高止まり傾向にあることから、引き続き、保健所へ保健師を派遣する。なお、派遣期間は3月末までとし、状況に応じて短縮するものとする。
- ・まん延防止等重点措置期間終了、または期間延長、あるいは感染者の減少など様々な ケースに対応できるよう、各部局は対応案を検討すること。